

標準文書保存期間基準（佐世保海上保安部巡視艇むらかぜ）

令和4年4月1日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
1 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用（無期限）	以下について移管・移管・廃棄簿
		②取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿	5年	
		③法裁文書の管理を行うための帳簿	・法裁簿	30年	
		④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（⑤に掲げるものを除く。）	・移管・廃棄簿	20年	
		⑤第22条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	・廃棄の記録	5年	
2 総務	例規	儀式礼典に関する文書	規則類	30年	廃棄ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の業務に大きな影響を与えるも
	庶務	公文書の接受、発送及び保存に関する帳簿	起案簿	3年	
			文書接受簿（普通文書）	5年	
			文書接受簿（秘密文書）	5年	
	人事	勤務時間、休日、休暇その他勤務条件に関する帳簿	発送文書控え	3年	
			休暇簿	3年	
			出勤簿	5年	
			勤務時間報告書	3年	
			超過勤務命令簿	5年	
	旅費に関する帳簿	旅費に関する帳簿	旅行命令簿	3年	
			旅費精算請求書	3年	
	諸給与に関する帳簿	諸給与に関する帳簿	航海日当請求内訳根拠調書	1年	
職員管理記録簿			1年		
企画	企画に関する文書	便宜供与	3年		
		特別警戒等	1年		
3 涉外	燃料	船舶の整備における船舶整備管理に関する文書	燃料消費報告書	1年	
			船舶燃料搭載報告書	1年	
	物品	物品管理に関する事務の取り扱いに係る文書	物品共用簿	5年	
			受領命令書・返納命令書	5年	
			個人別共用表	1年	
4 警備	警備関係	犯罪統計に関する帳簿	警備 普通文書	5年	
			警備 秘書文書	10年	
			船内記録媒体等管理簿	10年	
武器管理	武器の整備及び取り扱いに関する文書及び帳簿	小銃 けん銃	5年		
		武器通達・規則	1年		
			警備貸与表	1年	
5 救難	救難	警備救難用船舶の動静掌握及び運航の調整、整備に関する文書	巡視船舶現状調査・運用計画	3年	
			巡視船舶実績報告書	1年	
			警備救難用船舶の行動記録に関する帳簿	3年	
			航海日誌	3年	
	訓練・研修	救難業務に関する研修、訓練及び指導に関する文書	機関日誌	1年	
			合同部署訓練	1年	
			組織審査	5年	
			安全監査	3年	
			訓練・研修・審査	1年	
			B R M研修	1年	
6 船技	船技	船舶の整備における船舶整備管理に関する文書	整備仕様書	30年	
			検査職員任命通知書	30年	
			船舶整備管理マニュアル	30年	
			管理記録	30年	
			定期点検整備表	1年	
7 情通通信	情報通信	無線従事者の選解任に関する帳簿	無線従事者選解任届け	1年	
			無線業務日誌	3年	
			無線業務に関する帳簿	3年	
			無線業務日誌	3年	
情報システムに係る情報の管理に関する帳簿	情報システムの安全の確保及び実施に関する帳簿	ウイルスチェック用端末機管理簿	3年		
		外部電磁媒体使用管理簿	3年		
7 所掌事務に関する事項共通	全業務共通	①別途、正本・原本が管理されている業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		1年未満	廃棄